

習志野市まちづくり参画証交付要領

(目的)

第1条 この要領は、習志野市まちづくり参画証(以下「参画証」という。)の交付に関し必要な事項を定めることにより、市民の自発的な社会貢献活動に感謝し、市民のまちづくりのための活動を積極的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) まちづくり活動 本市のまちづくりに寄与する、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての活動であって、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

エ 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするもの

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にあるもの

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項及び第8条第1項に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にあるもの

キ その他市長が不相当と認めるもの

(2) まちづくり活動団体 まちづくり活動を主たる目的として活動する団体をいう。

(交付資格)

第3条 参画証は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、交付するものとする。

(1) まちづくり活動を行う団体(市に登録している市民活動団体を含む)に属する者であって当該団体の代表者が推薦する者。

(2) まちづくり活動の主催者等が推薦する者。

(3) その他、市長が相当と認めた者。

(交付申込)

第4条 参画証の交付を受けようとする者は、習志野市まちづくり参画証申込書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 第3条の各号にある推薦者についても、参画証の申請をすることができる。

(交付)

第5条 市長は、前条の規定による申込があったときは交付の可否を決定し、交付することを決定したときは、参画証(別記第2号様式)を申請者又は交付対象者に交付するものとする。ただし、参画証の再交付はしないものとする。

(返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の行為により参画証の交付を受けた者があるときは、その者から参画証を返還させることができる。

(補足)

第7条 この要領の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。